

<遠隔型自動運転システムの公道実証実験>

(各関係省庁等と協議)

- ・ 6月1日に警察庁ガイドラインが策定され、7月下旬に公安委員会規則を改定
- ・ 8月上旬から各省との協議を開始し、保安基準の適合性やガイドライン手続きの調整
- ・ 11月上旬に地方運輸局手続きに入り、保安基準の認定まで約4週間
- ・ 12月上旬に警察署長に道路使用許可の申請と許可承認（約3日）

○実際に各関係省庁との協議開始から実証実験開始まで、4カ月以上の時間を要した。

※なお、本件は地権者の少ない物流エリアを選んだため、地元協議が実質1日で終了した特殊な事案であり、通常はこれに加えて長期の地元調整を要することが想定される。

<ドローンの飛行に係る実証実験>

(航空局と協議)

- ・ 2016年9月下旬 事前協議開始 ※当初、9月下旬に申請予定
- ・ 2016年10月上旬 飛行承認申請
- ・ 2016年10月下旬 飛行承認（2週間）※年度末までの包括承認
- ・ 2016年11月下旬 実証実験

○航空局に対し正式な申請を提出してからは7営業日程度で承認を得ているが、実質的な協議開始から承認まで約1カ月を、それと並行して行われた地元協議については、多数の関係者との協議が発生し、協議開始から実証実験の実施まで約3カ月の時間を要した。